

たつの市アナログ規制の点検・見直し方針

令和7年2月
たつの市

目次

1	はじめに	1
2	点検・見直しの目的	2
3	点検・見直しの位置付け、推進体制	3
(1)	位置付け	3
(2)	推進体制	4
4	点検・見直しの対象範囲	5
5	点検・見直しの進め方、進行管理	6
(1)	対象となる規制の洗い出し	6
(2)	規制根拠の分類	6
(3)	規制の類型化・フェーズの区分	6
(4)	規制の見直し工程表の策定	7
(5)	規制の見直しの実施	7
6	進行管理	10
(1)	工程表の策定	10
(2)	各部局等における進行管理	10
(3)	全体の進行管理	10

1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化とその利活用の進展により、生活様式や社会の在り方が大きく変化する一方、行政サービスにおいては、依然として書面や対面といったアナログ的な手法を前提とした規制や手続きが数多く存在している。このような状況の中、デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスを提供し、市民がその恩恵を受けながら成長を実感できる環境を整えるためには、地方公共団体における積極的なデジタル化の推進が必要不可欠である。

国では、デジタル社会の実現を目指した構造改革の一環として、5つのデジタル原則を提示するとともに、この原則に基づいて国の法令等に基づくすべての規制について徹底した点検と見直しを行っている。

これを受けて、地方自治体としても、条例や規則などに基づく規制が障壁となり、デジタル技術を活用した業務改善が滞らないよう、国の取り組みを参考にしながら迅速かつ適切に対応していくことが求められている。

本市においても、このような背景を踏まえ、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

第十六条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、本市独自のアナログ規制について、国が定める「構造改革のためのデジタル原則（以下、「デジタル原則」という。）」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことにより、市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

本市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、行政コストの削減が期待できるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の課題解消や生産性の向上が図られるとともに、行政サービスの向上にもつながることが期待される。

【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会(令和5年10月6日廃止)において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

3 点検・見直しの位置付け、推進体制

(1) 位置付け

「たつの市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進基本方針」の【デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し】に基づき、アナログ規制の点検・見直しに取り組んでいく。

【たつの市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進基本方針】

(3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

○ 国の方針

国の法令と同様、各地方公共団体で定める条例・規則等においても、アナログ規制が存在すると考えられる。特に、福祉、消防、道路・河川等のインフラ整備等、国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、地方公共団体が実施していることから、多くの国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感するためには、全国の地方公共団体におけるデジタル化の取組が不可欠であると考えられる。

よって、各地方公共団体が、国におけるデジタル化の取組と協調し、自主的な取組を推進していけるよう、国において、マニュアル等の公表等により各地方公共団体の取組を支援することとしている。

○ 本市の取組方針

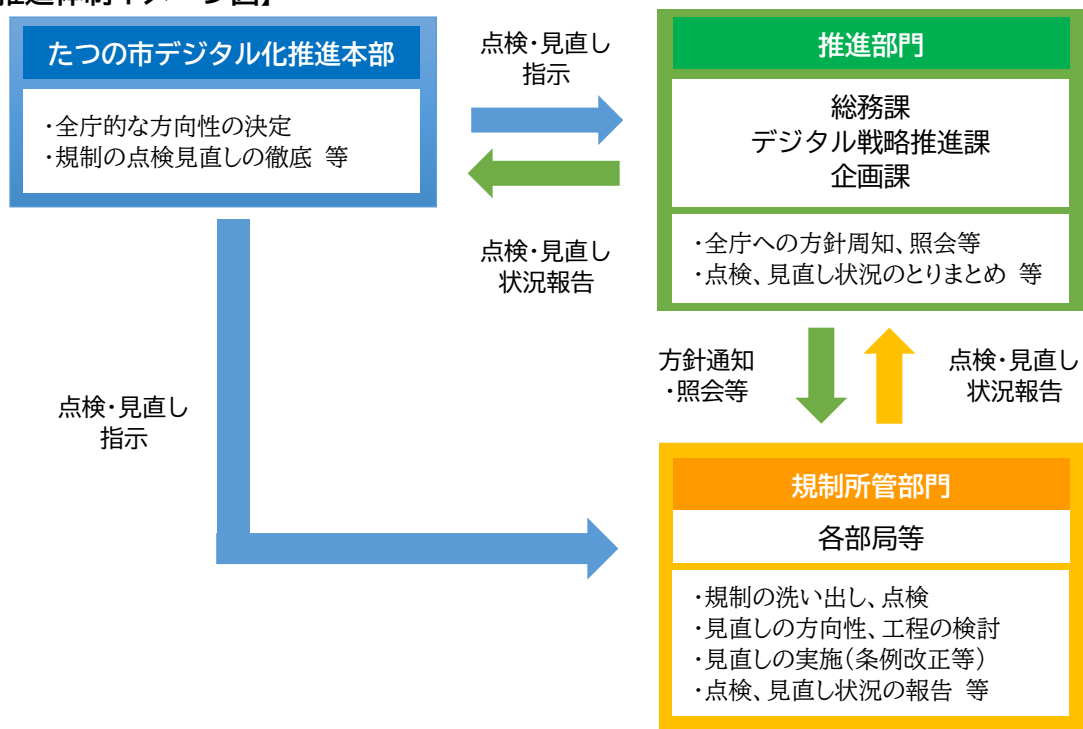
デジタル技術を活用した各種業務改善においては、条例・規則等によりその推進が阻害される可能性がある。

そのため、条例・規則等を理由に業務改善が進まないということにならないよう、今後、国が公表するマニュアル等や国における取組状況を参考にしながら、必要に応じて条例・規則等の点検・見直しを実施していく。

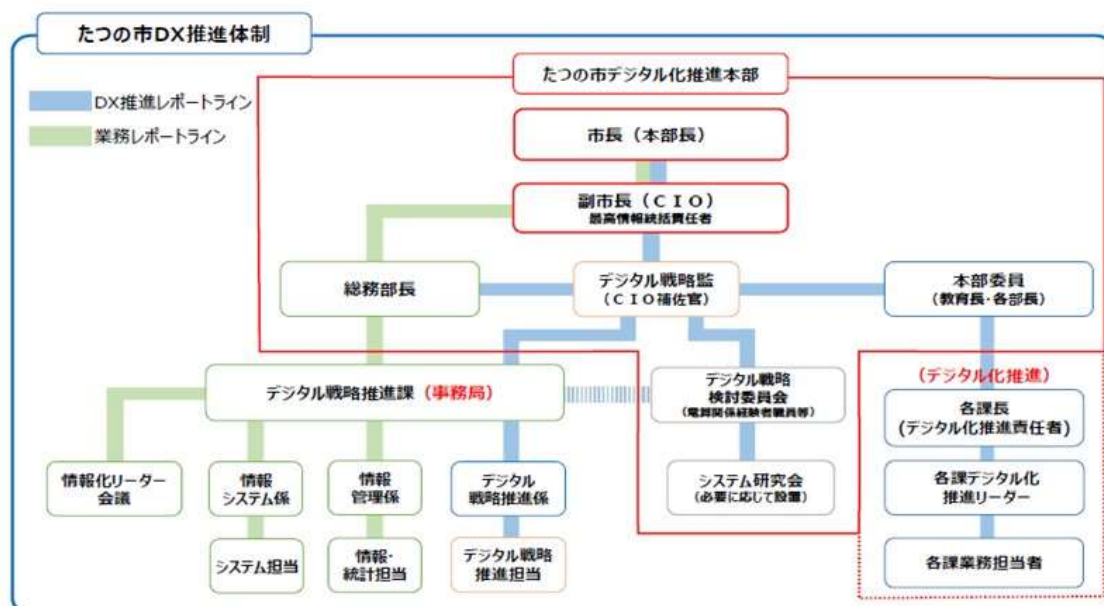
(2) 推進体制

たつの市デジタル化推進本部において、全庁横断的な体制を構築し、方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行い、各部局等において、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていく。

【推進体制イメージ図】



【たつの市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進基本方針】



4 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、本市が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領）を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国が定める法令等の中から、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととする。

【代表的なアナログ規制7項目】

規制項目	規制の内容
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【参考：代表的なアナログ規制である7項目】

デジタル臨時行政調査会においては、アナログ規制の見直し方針（デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会））の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つひとつの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

5 点検・見直しの進め方、進行管理

法令等に基づく規制と趣旨や目的が類似する規制については、国における見直し状況を参考に、同様の見直しを行っていくことが効率的であるため、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用する。

(1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目に該当する規制）を洗い出す。

(2) 規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、あるいは市の条例等に基づくものか）を分類する。

【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進めることが可能であるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明確化する観点から分類を行う。

(3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、規制の趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ）に区分する。

【類型化・フェーズの区分の必要性】

●類型化

点検・見直しの対象となる規制の趣旨や目的を踏まえ、同種と考えられる規制については、それらを一括して捉え、類型化した上で点検・見直しを行うことが効率的であると考えられるため、類型化を行う。

●フェーズの区分

IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化といったデジタル原則に適合する手段が、現時点で全く活用されていない規制と一部のみ活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、まずはそれぞれのデジタル化の度合いを整理する。

(4) 規制の見直し工程表の策定

上記の現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定する。

(5) 規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施する。

【類型化とフェーズの区分の考え方（代表的なアナログ規制である7項目）】

「目視」規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ1	目視・実地監査規制
フェーズ2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ3	判断の精緻化、自動化・無人化

「実地監査」規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

類型	内容
フェーズ1	目視・実地監査規制
フェーズ2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ3	判断の精緻化、自動化・無人化

「定期検査・点検」規制

類型	内容
類型1	第三者検査
類型2	自主検査
類型3	調査・測定

フェーズ	内容
フェーズ1	定期検査・点検規制
フェーズ2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
フェーズ3	定期の検査・調査・測定の撤廃

「常駐・専任」規制

類型	内容
類型1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型2	主としてモノのチェック等のための専任
類型3	主として人への対応のための常駐
類型4	主として人への対応のための専任

フェーズ	内容
フェーズ1	常駐・専任規制あり
フェーズ2	デジタル技術等の活用による規制緩和
フェーズ3	常駐・専任規制なし

「対面講習」規制

類型	内容
類型1	講習

フェーズ	内容
フェーズ1	対面規制あり又は解釈不明確
フェーズ2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
フェーズ3	デジタル完結

「書面掲示」規制

類型	内容
類型1	公的証明書等の掲示
類型2	公的証明書等以外の情報の掲示

フェーズ	内容
フェーズ1	デジタル化を一切許容しない
フェーズ2	一部許容している
フェーズ3	デジタルによる掲示を基本とする

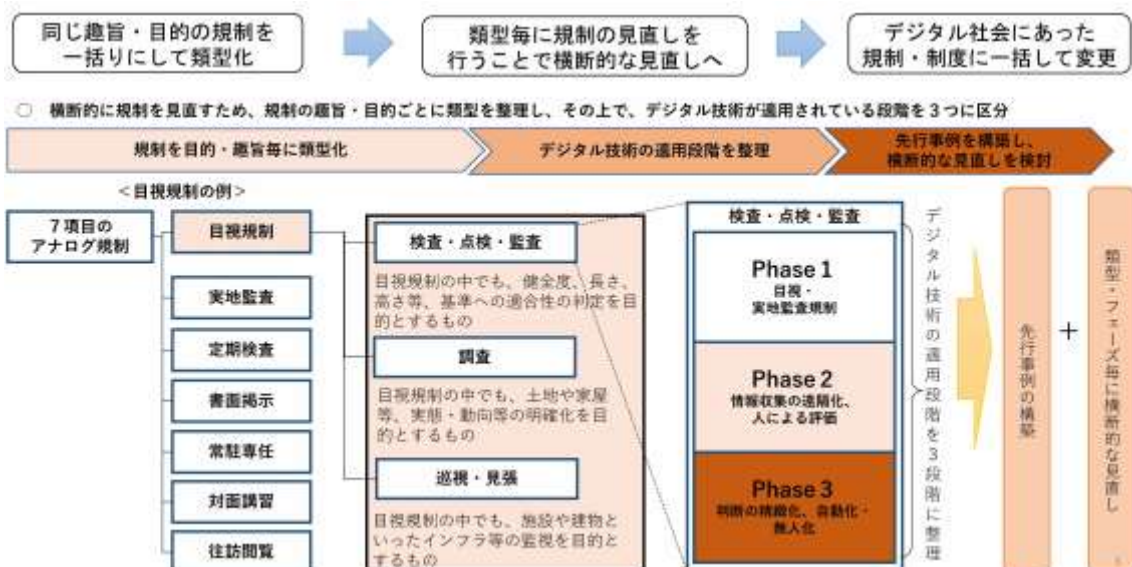
「往訪閲覧・縦覧」規制

類型	内容
類型1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

フェーズ	内容
フェーズ1	紙・人の介在
フェーズ2	デジタル原則に適合する手段を可とする
フェーズ3	デジタル完結を基本とする

【参考：国のアナログ規制点検・見直しにおける類型化とフェーズの考え方】

※ 出典：デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（R4.6.3 デジタル臨時行政調査会）



6 進行管理

(1) 工程表の策定

全庁的な洗い出し・点検を令和7年度に実施し、各規制の見直し工程表を策定する。

(2) 各部局等における進行管理

関係各課は、上記の見直し工程表に沿って、計画的に見直しができるよう、所属長指揮のもと、進捗状況の把握・管理を行う。

(3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、たつの市デジタル化推進本部において、定期的に進捗管理等を行う。